令和6年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	4								府 省	庁 名	経済	産業省	
対象税目		個。	人住民税	法人住民税	事業税	不動産軍	[2] [2] [2] [2] [2] [2] [2] [2] [2] [2]	固定資産税	事業所税	その他()	
要望 項目名		電	力広域的	運営推進機関	が徴収す	- る拠出金	を控防	する収入害	の特例措置	置の創設			
	内容 要)	(3	容量市場 将来の一 「広域機	措置の対象(に係る措置) 定期間(実需 関」という。) 域機関に支払	給年度) が市場官	における 管理者と	る需要になってス	対して必要					
		- 1 - !	供給力不 廃止電源 に支払わ 緊急時に を「準供	・予備電源に 足が明らかに の再稼働入札 れ必要と も必とと 給力」と出金 入札拠出金。	なり、か 通じて 拠出金。 みが確保	つ、あら 供給力」 [!] される。	を確保 よ う 、 供	まする電源 <i>プ</i> は給力不足に	、札について 二備えて、-	、一般送	配電事業 に再稼働	業者等からり 動が可能な何	広域機関 休止電源
		(³ 等:	容量市場 二重課税 から広域	措置の内容 に係る措置) を回避し、他 機関に対して (恒久)を創	支払われ	• –						· - ·	
			司様の目 入札拠出	・予備電源に 的で、電源入 金についても	、札や予備	電源制度							
関係	条文			第 72 条の 2、 施行令第 22 約		の12、第	第72条(か24の2					
	収 2額		初年度] 改正増減	▲12, 370 収額〕—	(—) (—)	[-	平年度	▲8,000) (-)	(単位	:百万円		

(1) 政策目的

要望理由

(容量市場に係る措置)

全国の供給力の確保は原則として容量市場において行うこととしている。容量市場では、供給力はオークションで募集され、落札した発電事業者に対しては供給力の対価として、容量確保契約金が支払われるが、 当該契約金の原資は、小売電気事業者等から広域機関が徴収する容量拠出金となっている。

小売電気事業者等が電力を販売するために仕入れた電力の支払に相当する金額は、事業税の課税標準である収入金額から控除する対象であることが地方税法施行令で定められている。他方、小売電気事業者等が負担する容量拠出金は、収入金額から差し引くことができないため、特例措置の創設を通じて二重課税を回避し、他の一般事業との課税の公平性を確保することで、制度の円滑な実施を図り、電力の安定供給の確保を目指す。

(電源入札・予備電源に係る措置)

電源入札・予備電源制度についても、一般送配電事業者等が負担する電源入札拠出金は、地方税法施行令に規定されておらず収入金額から差し引くことができないため、特例措置の創設を通じて二重課税を回避し、他の一般事業との課税の公平性を確保することで、制度の円滑な実施を図り、電力の安定供給の確保を目指す。

(2) 施策の必要性

(容量市場に係る措置)

容量市場において確保した供給力に基づく実需給は2024年度から開始される。当該年度より、広域機関による小売電気事業者等からの容量拠出金の徴収、発電事業者等への容量確保契約金額の支払が行われることになる。地方税法施行令第二十二条に定められているとおり、小売電気事業者等は電力販売のために供給を受けた電気の金額を課税標準たる収入金額を控除することとなっている。容量拠出金は電力販売のために供給を受ける電気の価値の一部(供給力としての価値)を構成するため、本要望において二重課税を回避することにより、容量市場導入後においても、小売電気事業者等の課税の公平性を担保することが不可欠である。

(電源入札・予備電源に係る措置)

昨今は電力需給の状況が厳しい年が続いており、仮に供給力不足が生じた場合に円滑な対応を可能とすべく、電源入札に係る一般送配電事業者等の二重課税を回避する必要がある。また、電源入札等の一類型である予備電源制度は、昨今の電力需給の状況等を鑑み、最速で2024年度からの開始を予定している。供給力不足が明らかになった後に行う電源入札と供給力不足に備える予備電源制度は、ともに、一般送配電事業者等が託送料金を原資とした「電源入札拠出金」を広域機関に支払い、広域機関から落札した電源を運営する発電事業者に対して「電源入札等補填金」として支払われることで、必要費用が確保される。発電事業者の収入(電源入札等補填金)は法人事業税の課税標準となるため、一般送配電事業者等の課税標準たる収入金額の算定に当たり、電源入札拠出金を控除できない場合は二重課税となるため、本要望において二重課税を回避することにより、予備電源制度の導入後においても、一般送配電事業者等の課税の公平性を担保することが不可欠である。

本要望に 対応する 縮減案 6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進

(容量市場に係る措置)

- ○第6次エネルギー基本計画(2021年10月22日閣議決定)
- 5. 2050年を見据えた2030年に向けた政策対応
- (11) エネルギーシステム改革の更なる推進
- ①脱炭素化の中での安定供給の実現に向けた電力システムの構築に向けた取組
 - (a) 供給力確保のための強化策及び枠組の検討

自由化前は、地域独占と規制料金により費用回収が保証された旧一般電気事業者が、需要に合わせて必要となる発電設備(kW)や燃料(kWh)を計画的に確保していたが、自由化の進展と卸電力市場取引の増加に伴い、短期的な卸電力市場をベースとした競争の中で、採算性の悪化する電源の退出が進展し、新規投資も停滞している。

(略)

設備容量(kW)確保の観点では、追加的な供給力の確保や電源の過度な退出の防止に向けた対応策の検討を進めるとともに、4年後に必要な供給力を事前のオークションにより効率的に確保する容量市場について、その着実な運用を行いつつ、効率性の更なる向上に向けて不断の見直しを行う。

政策体系における政策目的の位置付け

(容量市場、電源入札・予備電源に係る措置)

- OGX 実現に向けた基本方針(2023 年 2 月 10 日閣議決定)
- 2. エネルギー安定供給の確保を大前提とした GX に向けた脱炭素の取組
 - (2) 今後の対応
- 5) カーボンニュートラルの実現に向けた電力・ガス市場の整備

電力システム改革については、需要家の選択肢の拡大や広域的電力供給システムの形成といった成果が見られる一方、火力発電所の休廃止や原子力発電所の再稼働の遅れなどによる供給力不足や需要家保護の観点からの小売電気事業の規律強化など制度設計上の課題も存在する。

そのため、供給力確保に向けて、2024年度開始予定の容量市場を着実に運用するとともに、休止電源の緊急時等の活用を見据えた予備電源制度、長期脱炭素電源オークションを通じ、安定供給の実現や、計画的な脱炭素電源投資を後押しする。

〇新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版 (2023 年 6 月 16 日閣議決定)

- 2. GX・エネルギー安全保障
 - (1) エネルギー安定供給の確保を大前提としたGXに向けた脱炭素の取組
- ⑤カーボンニュートラルの実現に向けた電力・ガス市場の整備

供給力確保に向けて、来年度開始予定の容量市場を着実に運用するとともに、休止電源の緊急時等の活用を見据えた予備電源制度、長期脱炭素電源オークションを通じ、安定供給の実現や、計画的な脱炭素電源投資を後押しする。

(容量市場に係る措置)

容量市場の着実な運用を通じ、小売事業者は将来の供給力を確実に確保し、発電事業者は費用を適切に回収して発電設備を維持すること。

政策の 達成目標

(電源入札・予備電源に係る措置)

電源入札等の円滑な実施により、供給力不足が明らかになり、かつあらゆる手段を尽くして もなお不足している場合において「供給力」を確保すること。また、供給力不足に備えて、一定 期間内に再稼働できる休止電源を「準供給力」として維持すること。

税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間 恒久(本要望は電気供給業に適用されている収入金課税に起因して生じるものであり、別途要望している「電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更」が措置されれば本要望は不要である。)

	同上の期間中 の達成目標	(容量市場に係る措置) 容量市場の着実な運用を通じ、小売事業者は将来の供給力を確実に確保し、発電事業者は費用を適切に回収して発電設備を維持すること。 (電源入札・予備電源に係る措置) 電源入札等の円滑な実施により、供給力不足が明らかになり、かつあらゆる手段を尽くしてもなお不足している場合において「供給力」を確保すること。また、供給力不足に備えて、一定期間内に再稼働できる休止電源を「準供給力」として維持すること。
	政策目標の 達成状況	
有効性	要望の措置の 適用見込み	小売電気事業者 730 社、一般送配電事業者 9 社 (沖縄電力を除く)、配電事業者 0 社 ※資源エネルギー庁の登録小売電気事業者一覧、一般送配電事業者一覧から推計。
	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	本特例措置を通じ、容量拠出金・電源入札拠出金を拠出する小売事業者・一般送配電事業者等にとって、容量市場・電源入札等の導入前後での課税対象に関する公平性が担保され、制度運用の円滑化が図られるため、電力の安定供給確保につながると考えられる。
相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	電気供給業の課税標準の算定において託送料金を控除する特例措置(地方税・法人事業税)
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	
	要望の措置の 妥当性	(容量市場に係る措置) 容量市場は、電力の価値のうち、kW (供給力) の価値と kWh (電力量・燃料) の価値を区分して整理し、kW 価値部分を容量市場において取引し、供給力を確保しようとする取組である。容量市場で取引される kW 価値は、容量市場の導入前において、小売電気事業者等が供給を受ける電気の価値の一部を構成するものである。そのため、今回の要望により容量拠出金を課税標準である収入金額から控除する金額と位置付けることは、容量市場導入前後での公平性の観点から妥当である。
		(電源入札・予備電源に係る措置) 電源入札等については、電源入札拠出金を一般送配電事業者等の課税標準たる収入金額から 控除できない場合、二重課税が発生してしまうため、電源入札等の実施前後での公平性の観点 から、今回の要望措置は妥当である。

税負担軽減措置等の 適用実績 	
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	
税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	
前回要望時の 達成目標	
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	
これまでの要望経緯	